

件名	第9期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案について																																																								
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																																								
内容	<p>令和6年度から8年度までを計画期間とする「第9期介護保険事業計画」における介護保険料の答申案について、以下のとおり、お諮りします。</p> <p>1 第9期介護保険事業計画における介護保険料の答申案</p> <p>(1) 第9期介護保険料基準額の設定について <u>月額6,750円</u> (資料2-1)</p> <p>(2) 第9期介護保険料の所得段階区分及び保険料率について (資料2-2)</p> <p>2 影響額等</p> <p>(1) 介護報酬改定 改定率 <u>+1.59%</u></p> <p>(2) 所得段階別区分の見直し</p> <table border="1" data-bbox="284 902 1481 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期別</th> <th rowspan="2">段階数</th> <th colspan="2">保険料率</th> </tr> <tr> <th>最低 (※)</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8期</td> <td>17段階</td> <td>0.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>第9期</td> <td>19段階</td> <td><u>0.455</u></td> <td><u>6.5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公費投入による低所得者の保険料軽減前の料率。</p> <p>(3) 総事業費 (計画値) の精査</p> <table border="1" data-bbox="284 1211 1481 1373"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">第8期</th> <th colspan="2">第9期</th> </tr> <tr> <th>中間報告</th> <th>最終報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総事業費</td> <td>1,982億円</td> <td>2,062億円</td> <td><u>2,085億円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第8期・第9期介護保険料の増減要因等の比較</p> <table border="1" data-bbox="292 1435 1481 1850"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>第8期</th> <th>第9期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3年間の総事業費 (計画値)</td> <td>1,982億円</td> <td>2,085億円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>介護保険給付準備基金の投入額</td> <td>40億円</td> <td>30億円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>介護報酬改定率</td> <td>0.7%</td> <td>1.59%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調整交付金</td> <td>17億円</td> <td>30億円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>介護保険料所得段階・最高料率</td> <td>17段階・4.5倍</td> <td>19段階・6.5倍</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>予定保険料収納率</td> <td>97.5%</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>多床室の有料化 (老健など)</td> <td>—</td> <td>月額8千円程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 今後の方針</p> <p>令和6年第1回定例会で足立区介護保険条例を一部改正する条例 (案) が可決された際には、区民への周知を適切に行っていく。</p>	期別	段階数	保険料率		最低 (※)	最高	第8期	17段階	0.5	4.5	第9期	19段階	<u>0.455</u>	<u>6.5</u>	項目	第8期	第9期		中間報告	最終報告	総事業費	1,982億円	2,062億円	<u>2,085億円</u>	No.	項目	第8期	第9期	1	3年間の総事業費 (計画値)	1,982億円	2,085億円	2	介護保険給付準備基金の投入額	40億円	30億円	3	介護報酬改定率	0.7%	1.59%	4	調整交付金	17億円	30億円	5	介護保険料所得段階・最高料率	17段階・4.5倍	19段階・6.5倍	6	予定保険料収納率	97.5%	98.0%	7	多床室の有料化 (老健など)	—	月額8千円程度
期別	段階数			保険料率																																																					
		最低 (※)	最高																																																						
第8期	17段階	0.5	4.5																																																						
第9期	19段階	<u>0.455</u>	<u>6.5</u>																																																						
項目	第8期	第9期																																																							
		中間報告	最終報告																																																						
総事業費	1,982億円	2,062億円	<u>2,085億円</u>																																																						
No.	項目	第8期	第9期																																																						
1	3年間の総事業費 (計画値)	1,982億円	2,085億円																																																						
2	介護保険給付準備基金の投入額	40億円	30億円																																																						
3	介護報酬改定率	0.7%	1.59%																																																						
4	調整交付金	17億円	30億円																																																						
5	介護保険料所得段階・最高料率	17段階・4.5倍	19段階・6.5倍																																																						
6	予定保険料収納率	97.5%	98.0%																																																						
7	多床室の有料化 (老健など)	—	月額8千円程度																																																						

(案)

資料 2 - 1

令和 6 年 2 月 2 0 日

足立区長
近藤 弥生 様

足立区地域保健福祉推進協議会
会 長 菱沼 幹男

第 9 期介護保険事業計画における介護保険料の答申について

令和 5 年 7 月 2 6 日付、5 足福介発第 1 3 2 0 号をもって諮問のあった件について、令和 6 年 2 月 1 4 日に開催された介護保険・障がい福祉専門部会における審議の結果を踏まえ、慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1 第 9 期介護保険料基準額の設定について

第 9 期介護保険事業計画における第 1 号被保険者の介護保険料基準額は、「月額 6, 7 5 0 円」と設定する。

2 第 9 期介護保険料の所得段階区分及び保険料率について

別紙のとおり。

第 9 期介護保険料の所得段階区分及び保険料率について
 第 9 期介護保険事業計画における第 1 号被保険者保険料の所得段階区分及び保険料率は、下表のとおり設定する。

第 8 期所得段階別介護保険料及び保険料率

所得段階	対象となる方	保険料率	月額 保険料
第 17 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 2,500 万円以上	4.50	30,420
第 16 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 2,000 万円以上 2,500 万円未満	4.00	27,040
第 15 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	3.50	23,660
第 14 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 1,200 万円以上 1,500 万円未満	3.00	20,280
第 13 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 900 万円以上 1,200 万円未満	2.50	16,900
第 12 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満	2.00	13,520
第 11 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満	1.80	12,170
第 10 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.60	10,820
第 9 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満	1.45	9,810
第 8 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.40	9,470
第 7 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.21	8,180
第 6 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120 万円未満	1.08	7,310
第 5 段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超	1.00	6,760
第 4 段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.87	5,890
第 3 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 120 万円超	0.70	4,740
第 3 段階 特例軽減 B	収入・預貯金等で判定	0.50	3,380
第 3 段階 特例軽減 C	収入・預貯金等で判定	0.30	2,030
第 2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 80 万円超から 120 万円以下	0.50	3,380
第 2 段階 特例軽減 B	収入・預貯金等で判定	0.30	2,030
第 1 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 生活保護受給者	0.30	2,030

第 9 期所得段階別介護保険料及び保険料率

所得段階	対象となる方	保険料率	月額 保険料
第 19 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 3,000 万円以上	6.500	43,880
第 18 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 2,500 万円以上 3,000 万円未満	5.800	39,150
第 17 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 2,000 万円以上 2,500 万円未満	5.100	34,430
第 16 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	4.400	29,700
第 15 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 1,200 万円以上 1,500 万円未満	3.700	24,980
第 14 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 900 万円以上 1,200 万円未満	3.000	20,250
第 13 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 720 万円以上 900 万円未満	2.400	16,200
第 12 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2.200	14,850
第 11 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	2.100	14,180
第 10 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	1.900	12,830
第 9 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	1.700	11,480
第 8 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.500	10,130
第 7 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.300	8,780
第 6 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120 万円未満	1.140	7,700
第 5 段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超	1.000	6,750
第 4 段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.870	5,880
第 3 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 120 万円超	0.685	4,630
第 3 段階 特例軽減 B	収入・預貯金等で判定	0.485	3,280
第 3 段階 特例軽減 C	収入・預貯金等で判定	0.285	1,930
第 2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 80 万円超から 120 万円以下	0.485	3,280
第 2 段階 特例軽減 B	収入・預貯金等で判定	0.285	1,930
第 1 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 生活保護受給者	0.285	1,930

所得段階新設

合計所得金額
保険料率変更

保険料率変更

保険料率変更

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）のパブリックコメントに対する区の考え方について																																											
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課																																											
内容	足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）のパブリックコメントに対する区の考え方について、以下のとおり報告する。																																											
	1 パブリックコメントの実施結果																																											
	(1) 実施期間																																											
	令和5年10月16日（月）～令和5年11月16日（木）																																											
	(2) 実施結果（意見・要望等の提出者数）																																											
	個人：674人、法人：0法人																																											
	<参考>令和2年度実施結果 個人：438人、法人：2法人																																											
	(3) 意見・要望等の内訳																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>意見・要望</th> <th>前回件数 (令和2年度)</th> <th>今回件数</th> <th>差引件数 (今回－前回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>介護保険料について</td> <td>420件</td> <td>601件</td> <td>181件</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>介護サービスの利用者負担について</td> <td>13件</td> <td>55件</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>施設整備について</td> <td>15件</td> <td>58件</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>介護人材の確保について</td> <td>22件</td> <td>46件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>介護報酬改定について</td> <td>7件</td> <td>2件</td> <td>△ 5件</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>その他</td> <td>233件</td> <td>89件</td> <td>△ 144件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>710件</td> <td>851件</td> <td>141件</td> </tr> </tbody> </table>					意見・要望	前回件数 (令和2年度)	今回件数	差引件数 (今回－前回)	①	介護保険料について	420件	601件	181件	②	介護サービスの利用者負担について	13件	55件	42件	③	施設整備について	15件	58件	43件	④	介護人材の確保について	22件	46件	24件	⑤	介護報酬改定について	7件	2件	△ 5件	⑥	その他	233件	89件	△ 144件	合計		710件	851件	141件
		意見・要望	前回件数 (令和2年度)	今回件数	差引件数 (今回－前回)																																							
①	介護保険料について	420件	601件	181件																																								
②	介護サービスの利用者負担について	13件	55件	42件																																								
③	施設整備について	15件	58件	43件																																								
④	介護人材の確保について	22件	46件	24件																																								
⑤	介護報酬改定について	7件	2件	△ 5件																																								
⑥	その他	233件	89件	△ 144件																																								
合計		710件	851件	141件																																								
※ 複数の意見・要望等を提出された方がいるため、意見・要望等の件数と提出者数は一致しない。																																												
2 パブリックコメントに対する区の考え方																																												
別添資料「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり。																																												
3 今後の方針																																												
パブリックコメントにおける区民の意見や介護保険・障がい福祉専門部会等での審議、国の介護報酬改定等に向けた議論を踏まえ、本計画を策定する。																																												

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
① 介護保険料について（601件）		
1	介護保険料の値上げはしないで下さい。（489件）	<p>1 介護保険料（基準額）は、今後3年間の介護保険給付にかかる費用を第1号被保険者数で割って、一人あたりの保険料基準額を算出しますが、介護サービスの利用者数が増えたり、施設整備を行って介護サービス施設が増えたりすると、介護給付費が増えてしまい、介護保険料の増額が避けられません。また、低所得者が多いほど、介護保険料が高くなる仕組みです。</p> <p>2 過去3年間の給付実績等を踏まえ、財源不足にならないことを大前提とし、総事業費等の推計を十分に精査したうえで、可能な限り介護保険料の上昇を抑制できるよう、最大限の努力をまいります。</p> <p>【上昇抑制のための取組み】</p> <p>(1) 再精査を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総事業費等の推計値 ② 第1号被保険者数、認定者数、利用者数の見込み数 ③ 保険料収納率 ④ 介護保険給付準備基金投入予定額 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険料所得段階区分の多段階化
2	介護保険料を値下げして下さい。（76件）	
3	介護保険料が高すぎます。（13件）	
4	他区に比べて保険料が高いのを何とかしてほしい。（8件）	
5	これ以上保険料などが上ったら、私たちの生きる力が下がってしまいます。	

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
① 介護保険料について（601件）		
6	介護保険料が残ったから、国や都、区にもどしてしまうのはおかしくありませんか。介護保険料として次の値上げのために役立てるとかして、目的のために使ってもらえないなら、はらっている人にこそ返してほしいです。	1 介護給付費等にかかる国、東京都、区の公費負担については、介護保険特別会計において、年度毎に交付を受け、実績により精算を行うことで、適切な会計処理をしております。
7	黒字になったら、国・都・区へは返金があると聞く。でも、自己負担の私たちには返金はない。それならば、もっと福祉施策を充実してほしい。	2 区民の皆様からいただいた介護保険料（被保険者負担）は、第1号被保険者負担分と第2号被保険者負担分で取扱いが異なります。
8	23区で一番高い保険料で、しかも余った保険料の一定額を一般会計に戻すのは許せません。その分は介護に使うべきです。	3 65歳以上の方からいただいた介護保険料（第1号被保険者負担分）は、介護保険法に基づき、各個人に返還する等の方法ではなく、一旦、各保険者が設置する介護給付費準備基金に積み立てます。基金に積み立てられた剰余金は、次期介護保険料の上昇抑制に充てております。
9	区も多めに保険料を徴収し、何億円も残ったら一般会計に入れないで介護保険の見直しに残して下さい。	4 40歳から64歳までの方からいただいた介護保険料（第2号被保険者負担分）は、社会保険診療報酬支払基金から区に交付があり、上記の公費負担の流れと同様に、精算を行っています。
5 上記とは別に、一般会計では、介護サービス利用料の負担軽減や紙おむつの支給、配食サービスなどについて、さらなる施策充実を検討してまいります。		

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
① 介護保険料について（601件）		
10	高所得者の介護保険料を上げ、低所得者の保険料を減らして下さい。（5件）	1 介護保険は、40歳以上の国民全員で助け合う制度です。保険料については、住民税の課税状況や前年の合計所得金額などに応じた段階設定となっております。
11	生活保護からも月々2030円もとるなんておかしい。生保は免除にしてほしい。	2 低所得者については、法律で定める料率を適用し、介護保険料を決定することとなります。
12	年金生活で毎月ひやひやして過ごしている私達に無理な負担をこれ以上するなんて低所得者の身になって考えて見て下さい。	3 所得の低い方への配慮を行っておりますが、原則として、一律免除することはできません。
13	昨年度、介護保険の財政結果をききますと、返納するお金がだいぶあったとききます。保険料を決める時に適正な見積もりではなかった結果だと思われます。今回はそれをきちんと見積もっていただき、保険者の負担にならないようお仕事をさせていただきます様お願いします。	1 介護保険料基準額については、過去3年間の給付実績等を踏まえ、財源不足にならないことを大前提とし、総事業費等の推計を十分に精査したうえで、介護保険料の算定作業を行っております。 2 足立区の介護保険給付費は年々増加しているため、仮に過去3年間の給付の実績どおりに介護保険料基準額を決めた場合、財源不足になる可能性が高いと考えております。
14	1年間に予想される給付の額から保険料を求める今のやり方はおかしいと思います。過去3年間（見込みも含む）の給付の実績に基いて保険料を決めるべきです。	
15	なんだかんだいっても世界の貧困と比べれば、日本は恵まれた国であると思います。今の行政サービスを維持、発展させる費用として、現行の保険料から数百円～数千円くらいの値上げは、問題ないと思います。負担はしたくないけど、サービスは充実させて欲しいという、理屈は通用しないと思います。	ご意見のとおり、介護サービスを充実させれば、介護保険料は値上げせざるを得ませんが、引き続き、総事業費等の精査に努めてまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
② 介護サービスの利用者負担について（55件）		
1	利用料を軽減して下さい。（26件）	1 介護保険制度では、介護が必要となった高齢者が、所得に応じて利用料の1～3割を負担していただくことで、介護サービスを受けることができます。しかし、1割負担のうち低所得の方には、以下のような利用者負担の軽減制度がございます。 (1) 利用者負担額が一定の上限（負担限度額）を超えた場合に、超えた分が申請により支給される制度
2	保険料を払っているのに、利用する時にまた利用料を払わなくてはいけないのはおかしい。利用料はただにすべき。（11件）	① 高額介護（介護予防）サービス費 ② 高額医療合算介護（介護予防）サービス費 (2) 低所得の要介護者が介護保険施設サービス等を利用した場合、食費・居住費が負担限度額までとなる制度 ① 特定入所者介護（介護予防）サービス費
3	利用料が高い。（6件）	(3) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度 ① 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 ② 介護保険サービス提供事業者による利用者負担額軽減制度 2 「(3) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度」については、令和6年4月から区独自の介護保険サービス利用料軽減制度を新たに導入することを検討しております。
4	保険料を値上げするのでしたら、介護を受けやすく安心な生活を送れるようにして頂きたいです。	区民の皆様安心して生活を送っていただけるよう、区でも、様々な介護サービスを整備しています。生活する上で何かお困り事がございましたら、まずは、お近くの地域包括支援センターや介護保険課までご相談ください。
5	定年まで働いて、社会に貢献してきた老人に安心して足立区で余生を送れるような介護サービスが誰でも受けられるような事業望みます。	

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
② 介護サービスの利用者負担について（55件）		
6	現在は要支援では老健施設での利用は出来ず、制度が後退しています。高い保険料を納めても利用出来なくなるのは不安です。	介護老人保健施設の入所については、介護やりハビリの必要性が少ない要支援の方の利用は想定されておりませんが、要支援の方は、短期入所療養介護のご利用が可能です。ご自身に合った介護計画を作成いただくため、担当のケアマネジャーに、十分にご相談いただきますよう、お願いいたします。
7	老健で各種の減免を使用出来る様に出来ませんか。	介護老人保健施設等で、低所得者が介護サービス等を利用した場合、食費・居住費が減額される「特定入所者介護（介護予防）サービス費」という制度をご利用いただけます。
8	介護保険料だけではなく、今後介護利用料も所得に応じて2割負担との声も聞かれ老後の心配は尽きません。（2件）	高齢者の負担能力に応じて、利用料負担が2割となる基準の見直しが国で議論されています。まだ、結論には至っておりませんので、国の動向等を今後も注視しつつ、結果については、あだち広報や区ホームページでお知らせしてまいります。
9	介護サービスの質を落とさず、介護保険のサービス内容を充実させてほしい。（6件）	区といたしましては、介護人材の確保に努めるとともに、介護事業所に対する研修や実地指導を行うことにより、介護サービスの質の向上や介護サービスの充実に努めてまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
③ 施設整備について（58件）		
1	特別養護老人ホームを増設し、入所を希望したらすぐに入れるようにして下さい。（41件）	1 足立区では、令和2年に策定した「足立区特別養護老人ホーム整備方針（令和2年度～11年度）」に基づき、計画的に特別養護老人ホームの整備を進めています。新規整備の際には必ず多床室も整備するなど、多床室の確保にも努めてまいります。
2	特養に希望しても多床室は入れない。	2 令和6年度には、介護人材の確保や多床室の確保、施設の建て替えなどの課題を考慮し、整備方針の見直しを行う予定です。 3 待機期間の短縮を図るため、入所方法については、特別養護老人ホーム入所検討委員会作業部会にて見直しも行います。
3	少ない年金でも入れる特別養護老人ホームを作して下さい。（3件）	特別養護老人ホームに入所するには、介護度に応じて一定の利用料等の自己負担をしていただきますが、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもありますのでご活用ください。
4	小規模多機能施設、グループホームを整備して下さい。（13件）	第9期（令和6年度～8年度）では、小規模多機能型居宅介護1か所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）2ヶ所の整備を進めてまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
④ 介護人材の確保について（46件）		
1	介護職員の処遇を改善して下さい。（45件）	<p>1 区では、以下のような介護人材の確保・育成策、処遇改善策に取り組んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ホームヘルパーのフォローアップ研修 (2) 施設職員、介護支援専門員に対する研修 (3) 区内の介護サービス事業所に勤務する介護職員に永年勤続表彰 (4) 介護のしごと相談・面接会の開催 (5) 介護人材雇用創出事業 (6) 介護職員宿舎借り上げ支援事業 (7) 生活支援サポーター養成講座 <p>2 令和6年度からの新規事業として、ケアマネジャーの資格取得研修や更新研修費用の助成を検討しております。</p> <p>3 質の高い人材の確保・育成及び人材定着に向け、これまでも国に対し、処遇改善を行うよう、特別区長会等を通じて要望してまいりました。今後もさらなる待遇改善のための支援について、引き続き、国に要望してまいります。</p>
2	介護の人材を確保するために、介護学生を対象に奨学金制度をつくってください。区内の介護学校（介護福祉士養成）への運営費補助をお願いします。	<p>1 東京都が介護分野における奨学金制度等を実施しているため、区独自の奨学金制度は考えておりませんが、今後も、介護人材の確保について、検討してまいります。</p> <p>2 若年層が介護の仕事に興味を持ち、将来的に働く場として選択できるよう、若年層を対象とした短期の就労体験事業の実施に向けて検討しております。</p>

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑤ 介護報酬改定について（2件）		
1	介護報酬を引き上げて下さい。（2件）	現在、令和6年度介護報酬改定について、国で議論されているところです。区といたしましては、引き続き、議論の内容を注視してまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑥ その他（89件）		
1	区的一般財源や基金（積立金）を使って、区民の負担を減らして下さい。（37件）	<p>1 介護保険にかかる費用は、その半分が公費負担とされており、区は法定負担割合の12.5%を一般財源から拠出しているため、法定負担割合を超える拠出は考えておりません。</p> <p>2 基金（積立金）には、施設整備など、それぞれ特定の目的があり、その目的以外には活用できません。</p> <p>3 区といたしましては、今後、介護保険外の高齢者サービスを充実させてまいります。</p>
2	介護保険料を年金から天引きしないで下さい。（7件）	介護保険制度では、65歳以上の方で一定以上の年金収入がある場合には、原則、年金から介護保険料を天引きする（特別徴収）ことになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
3	現在介護を受けている人たちの話を聞くと、介護度を下げられたという話も聞きます。介護保険を使わせないためか。	要介護認定は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会で公正に決定しております。介護保険を使わせないために、介護度を下げるということはありません。
4	高齢者向けの宅配弁当に、区から補助金を出して下さい（2件）	高齢者の配食支援については、令和6年度実施に向けて、現在、検討しております。
5	介護保険内で行われている介護サービスのうち、紙おむつ支給や補聴器補助などのように、福祉的なものは区の裁量で介護保険外で区の福祉予算で補填できるように検討していただきたいと思っております。	紙おむつの支給事業や補聴器購入費補助については、介護保険外サービスとして、区的一般会計で予算化しております。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑥ その他（89件）		
6	要介護認定の申請結果を早く出してほしい。（2件）	<p>1 要介護認定は、全国一律の基準により適正な認定を行っており、申請後30日以内に結果を出すよう、法律で定められております。現在、認定結果が出るまでに、平均で39.6日（江東5ブロック（※）の平均は42.2日）かかっていますので、30日以内に結果が出るよう努めてまいります。</p> <p>※ 足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区の5区。</p> <p>2 もし、結果が出る前に介護サービスを使う必要がある場合や、決定された要介護度で介護サービスが不足する場合には、まずは地域包括支援センター又はケアマネジャーにご相談いただくか、介護保険外サービスの利用をご検討下さい。</p>
7	私は病院に入院して、退院してから1カ月が大変でした（腰を痛めたのです）。こういう時に介護保険がつかえるといいのですが、使えるようにはならないでしょうか。	
8	色々病気を持っているので介護保険を申請しましたがだめでした。	
9	介護の認定が厳しいと聞き、申請を控えています。	
10	介ゴ支援や高令者支援の乗車チケットの発行もぜひ加えて下さい。小型のバスの配置も考え下さい。	<p>1 高齢者施策の事業として、福祉タクシーや乗車チケットの発行は考えておりません。</p> <p>2 区といたしましては、現在、交通不便度の高い入谷・鹿浜地区を対象に、デマンド交通の実証実験開始に向けて、検討を進めております。</p> <p>※ 「デマンド交通」とは、予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のことで、予約がある場合のみ運行がなされます。</p>
11	福祉タクシーへの助成をお願いします。	
12	有料老人ホームに入居した場合は年金で入居できるよう区で補助金をだしてもらえるようにしてほしいです。	有料老人ホームの入居に対する補助金については考えておりません。
13	70才以上の人に買物券を出してください。	買物券などの支給は考えておりませんが、介護保険外の高齢者サービスを充実させてまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑥ その他（89件）		
14	子供達の理解を広め、認知症キッズサポーターを作る。	区では、認知症サポーター養成講座を区内の小・中学校でも実施しております。今後も継続して取り組んでまいります。
15	介護をしている家族に対しての支援も検討して下さい。	区では、重度の要介護認定者を主に家族で介護している方を対象として、家族介護慰労金を支給していますので、ご活用ください。
16	現在、80歳を越え在宅生活を元気に送っている方々と交流がありますが、病気がない方には何の支援もありません。元気な方々にこそ、地域でのレクリエーションの機会を増やしてほしいと感じます。	いつまでも元気に活躍していただけるように、パークで筋トレをはじめとする介護予防事業の充実を図ってまいります。
17	介護離職者、ヤングケアラーなどへの支援をして下さい。	介護離職の支援については、くらしとしごとの相談センター（TEL03-3880-5705）が、ヤングケアラーの支援については、こども支援センターげんきこども家庭支援課（TEL03-3852-3535）がご相談に応じております。
18	国の負担を増やすなど、介護保険制度の抜本的な見直しを国に要望して下さい。（25件）	区はこれまでも国に対し、将来に渡って区の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国の負担割合を引き上げるなど、介護保険制度の抜本的改革を要望してまいりました。今後も引き続き、国に要望してまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑥ その他（89件）		
19	公聴会について。1時間20分では時間が短すぎます。資料を当日渡されて説明されても理解しきれません。	<p>1 公聴会の開催日時や時間帯については、できるだけ多くのご意見がいただけるように配慮いたしました。どうしても限界がありますので、同じ時期に募集しているパブリックコメント等をご利用ください。</p> <p>2 公聴会の場でなくとも、ご不明な点などございましたら、介護保険課の窓口へお越しいただくか、お電話にてお問い合わせください（TEL03-3880-5887）。</p>
20	地域包括支援センターの人を増やしてほしい。	区では、高齢者数や事業対象者数に応じて、毎年度、地域包括支援センター（ホウカツ）毎の職員数の目安を示しております。可能な限り業務が均等に行われるように、引き続き増強を図ってまいります。
21	「保木間」「はなはた」「一ツ家」地域包括センターが東保木間からどこも遠い。管轄の「センター保木間」はバスで行くのも一苦労。もう少し柔軟にできないか。	地域包括支援センター（ホウカツ）では、窓口以外に電話でも相談を承っております。また、相談者からの要望に応じて、職員がご自宅に訪問し、お話しを伺うこともありますので、まずはホウカツまでご連絡ください。

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について										
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課										
内容	<p>令和6年度から8年度までを計画期間とする「足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」がまとまったので報告する。</p> <p>1 主な内容</p> <table border="1" data-bbox="376 622 1481 1267"> <tr> <td data-bbox="376 622 531 757">第1章</td> <td data-bbox="531 622 1481 757">足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 757 531 846">第2章</td> <td data-bbox="531 757 1481 846">高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 846 531 1014">第3章</td> <td data-bbox="531 846 1481 1014">区の現状 足立区の人口の現状と推計、地域包括ケアシステムビジョンの18本の柱における成果指標（令和4年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1014 531 1137">第4章</td> <td data-bbox="531 1014 1481 1137">高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念の設定と施策体系の見直し、各体系の取組方針と紐づく重点施策等を記載。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1137 531 1267">第5章</td> <td data-bbox="531 1137 1481 1267">第9期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第9期介護保険料を検討案として提示。</td> </tr> </table> <p>※ 詳細は別添「足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）令和6年度～令和8年度」を参照。</p> <p>2 第9期介護保険料基準額の設定案 月額6,750円（第8期介護保険料基準額 月額6,760円）</p> <p>3 今後の方針（区民への周知） 令和6年第1回定例会に提出している足立区介護保険条例を一部改正する条例（案）が可決された際には、以下のとおり区民への周知を適切に行っていく。</p> <p>(1) 令和6年3月下旬に、あだち広報「介護保険特集号」を発行予定。</p> <p>(2) 令和6年3月下旬に、「足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 令和6年度～令和8年度」を区ホームページに掲載予定。</p>	第1章	足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。	第2章	高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。	第3章	区の現状 足立区の人口の現状と推計、地域包括ケアシステムビジョンの18本の柱における成果指標（令和4年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。	第4章	高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念の設定と施策体系の見直し、各体系の取組方針と紐づく重点施策等を記載。	第5章	第9期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第9期介護保険料を検討案として提示。
第1章	足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。										
第2章	高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。										
第3章	区の現状 足立区の人口の現状と推計、地域包括ケアシステムビジョンの18本の柱における成果指標（令和4年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。										
第4章	高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念の設定と施策体系の見直し、各体系の取組方針と紐づく重点施策等を記載。										
第5章	第9期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第9期介護保険料を検討案として提示。										

<p>件 名</p>	<p>令和6年2月「ぱく増し」強化月間の取組について</p>
<p>所管部課</p>	<p>福祉部 高齢施策推進室 地域包括ケア推進課</p>
<p>内 容</p>	<p>「ぱく増し」事業を通じてフレイル予防の重要性を広く周知するため、2月を「ぱく増し」月間として、下記のとおり取組を集中的に実施する。</p> <p>1 目的 高齢期に「たんぱく質」が重要ということを「ぱく増し」のキャッチフレーズ、ロゴマーク、普及啓発品等を活用し周知強化を図る。</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) ぱく増し月間キャンペーンの実施【65歳以上の方対象】 「アンケートに答えてぱく増し商品を当てよう！」別添チラシ参照 毎食「ぱく増し」を可能にする事業を検討するため、毎食「ぱく増し」をできない理由等を調査する。アンケートの回収率を上げるため、「ぱく増し」の実践に結び付きやすい商品が抽選で当たる企画とする。</p> <p>(2) 普及啓発品（手ぬぐい）の配付【65歳以上の方対象】 あだち広報（1/25号）の発行に合わせ、地域包括支援センター（以下、ホウカツ）にて上記（1）のアンケートに回答した方に手ぬぐいとリーフレットとを合わせて配付する。 3月以降はホウカツの実態把握訪問時に配付予定</p>  <p>手ぬぐいデザイン</p> <p>(3) スーパー、食品メーカーとの連携 ア スーパー（イトーヨーカドー、ヨーク、ベルクス）との連携 イ 食品メーカー（味の素、キューピー）との連携</p> <p>(4) レシピ発信 区ホームページのぱく増しレシピの充実</p> <p>(5) 地域学習センター及び図書館のミニコミ紙等にて「ぱく増し」PR</p> <p>(6) 配食サービス利用者へのアンケートチラシ配付</p> <p>3 今後の方針（上記2（1）のアンケート結果より）</p> <p>(1) 高齢者が毎食（1日3回）たんぱく質を含めた食事を摂りやすくなる方策を探り、毎食「ぱく増し」者3割を目指す（令和4年度世論調査22%、介護予防チェックリスト27%）。</p> <p>(2) 「ぱく増し」認知度を把握、令和6年度以降の目標値を設定していく。</p>

件名	足立区障がい福祉関連計画策定の進捗状況について																					
所管部課	福祉部 障がい福祉課・衛生部 中央本町地域・保健総合支援課																					
内容	<p>障害者基本法等が定める足立区障がい福祉関連計画策定の進捗状況について報告します。</p> <p>1 パブリックコメント等の実施状況と内容</p> <p>(1) パブリックコメント</p> <p>① 実施期間 令和5年12月15日(金)～令和6年1月15日(月)</p> <p>② 意見提出 48名から52件(同趣旨の意見を集約した件数は7件)</p> <p>③ 提出方法 窓口への持参1名、区HP意見受付フォーム 47名</p> <p>(2) 関係団体ヒアリング</p> <p>① 実施期間 令和5年12月25日(月)～令和6年1月19日(金)</p> <p>② 実施団体数 1団体・3法人</p> <p>③ 実施方法 ヒアリング1団体・2法人、書面(郵送)1法人</p> <p>(3) 主な意見</p> <table border="1" data-bbox="379 1108 1465 1832"> <thead> <tr> <th>意見内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリアフリーに関すること</td> <td rowspan="6">50件</td> </tr> <tr> <td>① 歩道への点字ブロック設置・段差解消</td> </tr> <tr> <td>② 鉄道駅ホームドアの設置</td> </tr> <tr> <td>③ 東武鉄道堀切駅のバリアフリー化</td> </tr> <tr> <td>④ バリアフリーストレへのユニバーサルベッド設置促進</td> </tr> <tr> <td>⑤ 車いすが通れない車止めの改善</td> </tr> <tr> <td>⑥ 障がい者用駐車場の後部スペース拡張</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重度者に対応できる共同生活援助の設置推進</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>強度行動障がい者のニーズ把握と対応</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>福祉人材の確保・インターンシップの推進</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>相談支援体制の強化</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具の給付対象拡大</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後のスケジュール等</p> <p>パブリックコメント等で寄せられた意見を踏まえ、素案を改訂して計画案を2月下旬までに作成、区議会厚生委員会、地域保健福祉推進協議会、地域自立支援協議会に報告し、令和5年度中に策定する。</p>	意見内容	件数	バリアフリーに関すること	50件	① 歩道への点字ブロック設置・段差解消	② 鉄道駅ホームドアの設置	③ 東武鉄道堀切駅のバリアフリー化	④ バリアフリーストレへのユニバーサルベッド設置促進	⑤ 車いすが通れない車止めの改善	⑥ 障がい者用駐車場の後部スペース拡張		重度者に対応できる共同生活援助の設置推進	4件	強度行動障がい者のニーズ把握と対応	3件	福祉人材の確保・インターンシップの推進	3件	相談支援体制の強化	2件	日常生活用具の給付対象拡大	1件
意見内容	件数																					
バリアフリーに関すること	50件																					
① 歩道への点字ブロック設置・段差解消																						
② 鉄道駅ホームドアの設置																						
③ 東武鉄道堀切駅のバリアフリー化																						
④ バリアフリーストレへのユニバーサルベッド設置促進																						
⑤ 車いすが通れない車止めの改善																						
⑥ 障がい者用駐車場の後部スペース拡張																						
重度者に対応できる共同生活援助の設置推進	4件																					
強度行動障がい者のニーズ把握と対応	3件																					
福祉人材の確保・インターンシップの推進	3件																					
相談支援体制の強化	2件																					
日常生活用具の給付対象拡大	1件																					

件名	令和5年度「第42回足立区障がい者週間記念事業」の実施結果について																																	
所管部課	福祉部 障がい福祉センター																																	
内容	<p>障がい者・児の自立と社会参加の意欲向上、区民の理解向上と啓発を目的として、「障害者基本法」で定める障害者週間（12月3日～9日）にあわせて実施した障がい者週間記念事業について、結果を報告する。</p> <p>1 実施日時・場所等</p> <p>(1) 区役所1階アトリウム</p> <table border="1" data-bbox="403 703 1396 927"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>期間</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作品展</td> <td>11月30日（木） ～12月6日（水）</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>お楽しみコーナー （販売・体験）</td> <td>12月1日（金） ～12月6日（水）</td> <td>午前10時～午後5時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区ホームページ「Webびじゅつかん」 作品展における各作品の画像（希望者のみ）を、11月30日（木）から順次、通年で公開した。</p> <p>2 実施結果</p> <p>(1) 作品展 障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を展示した。</p> <table border="1" data-bbox="403 1227 1396 1599"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>来場者数 （※）</th> <th>作品出品者</th> <th>作品数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,460人</td> <td>55団体、個人3名</td> <td>841点</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,670人</td> <td>56団体、個人4名</td> <td>906点</td> </tr> <tr> <td>令和2、3年度</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（コロナ禍のため実施せず）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,580人</td> <td>45団体、個人2名</td> <td>434点</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4,036人</td> <td>37団体、個人2名</td> <td>418点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度及び令和元年度の来場者数は、庁舎ホールでのふれあい発表会等の人数を含む。</p> <p>(2) お楽しみコーナー（販売・体験） 障がいのある方の自主製品の販売や、障がい者団体・区内事業者等による福祉機器の展示・体験コーナーを日替わりで実施した。</p> <p>ア 販売コーナー （ア）出展数：8団体（令和4年度：9団体） （イ）販売物：パウンドケーキ、クッキー、手芸品等</p> <p>イ 展示・体験コーナー （ア）内容：5団体（令和4年度は実施せず）による、手話体験、マッサージ体験、義肢装具や意思伝達装置の展示・体験等</p>	内容	期間	時間	作品展	11月30日（木） ～12月6日（水）	午前9時～午後5時	お楽しみコーナー （販売・体験）	12月1日（金） ～12月6日（水）	午前10時～午後5時	年度	来場者数 （※）	作品出品者	作品数	平成30年度	3,460人	55団体、個人3名	841点	令和元年度	3,670人	56団体、個人4名	906点	令和2、3年度	（コロナ禍のため実施せず）			令和4年度	2,580人	45団体、個人2名	434点	令和5年度	4,036人	37団体、個人2名	418点
内容	期間	時間																																
作品展	11月30日（木） ～12月6日（水）	午前9時～午後5時																																
お楽しみコーナー （販売・体験）	12月1日（金） ～12月6日（水）	午前10時～午後5時																																
年度	来場者数 （※）	作品出品者	作品数																															
平成30年度	3,460人	55団体、個人3名	841点																															
令和元年度	3,670人	56団体、個人4名	906点																															
令和2、3年度	（コロナ禍のため実施せず）																																	
令和4年度	2,580人	45団体、個人2名	434点																															
令和5年度	4,036人	37団体、個人2名	418点																															

(3) Webびじゅつかん

障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品画像を区ホームページに掲載（希望者のみ）。記念事業終了後も公開を継続。

(4) 今年度の取り組み成果

ア パウンドケーキなどの食品販売を土・日曜日だけではなく平日にも拡大したことで、活動のPR向上に繋がった。

イ 作品の制作過程やインタビューの動画をSNSにアップし、会場でも上映したことで、集客の増加に繋がった。

(5) その他

ア 来場者に、令和4年度展示の一部作品をデザインしたポストカードを配布した。

イ 庁舎ホールでのふれあい発表会について、今年度は実施を見送った。

3 主な意見・感想

(1) 参加団体

ア 他での販売機会が少なくなっているのでありがたい。障がいのあるお子さん連れのご家族が多くいらっしゃり、作品展のPRにも力を入れているのが分かった。

イ 次回はもっと販売するお店が増えてほしい。

ウ 展示した作品を見に、（障がい者施設の）利用者家族も足を運んでいただき、活動理解につながった。

(2) 来場者（アンケート968件から）

ア 作品を見ているだけで感動しました。私自身、社会に疲れていましたが作品を見て温かい気持ちになりました。

イ 土・日の開催の際は、他のイベントと一緒にいけるともっと盛り上がると思います。

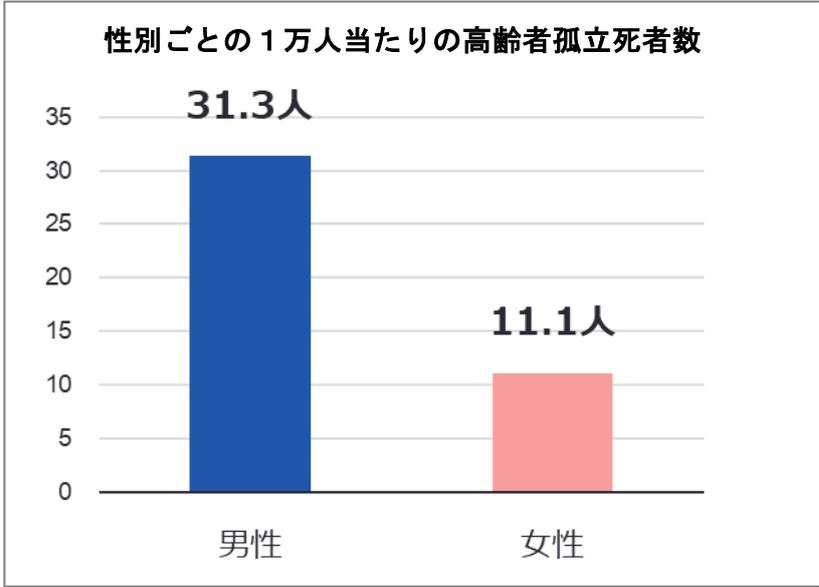
ウ もっと展示作品の数が多いと良いと思った。

エ 作品を購入出来るようにしてください。

4 今後の方針

(1) 記念事業の実行委員会を構成する障がい当事者団体や事業所等に次年度に向けた意見や要望等を丁寧に聴取し、改善等を検討していく。

(2) 区内事業者と連携し、作品展の出展作品をノベルティグッズ化、商品化していく等、障がい者の創作活動をさらに高めることにチャレンジしていく。

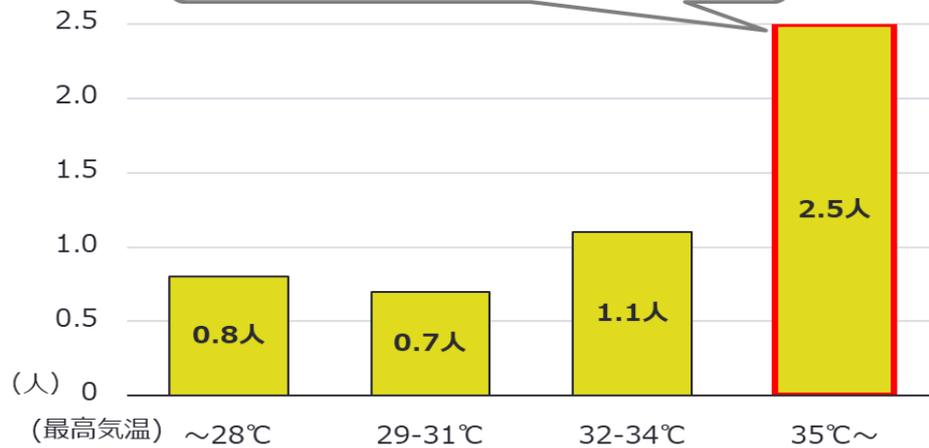
件名	足立区における高齢者の孤立死の現状について																																														
所管部課	地域のちから推進部 絆づくり担当部長付 絆づくり担当課																																														
内容	<p>東京都監察医務院から提供があった令和4年の高齢者孤立死データ（平成28年～令和4年）を、別添資料1「足立区の高齢者孤立死データ分析結果」のとおりまとめたので報告する。</p> <p>なお、孤立死の定義は「<u>単身者が自宅で死亡した場合</u>」とする。</p> <p>1 集計結果の主な概要</p> <p>(1) 令和4年の高齢者孤立死数は427人で前年より96人（29%）増加、平成28年以降最大</p> <table border="1" data-bbox="327 857 1433 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>孤立死数 (人)</th> <th>孤立死増加率 (対前年)</th> <th>高齢者人口 (人)</th> <th>単身高齢者人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>282</td> <td></td> <td>165,910</td> <td>51,583</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>270</td> <td>-4.3%</td> <td>168,323</td> <td>53,564</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>336</td> <td>+24.4%</td> <td>169,994</td> <td>55,268</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>349</td> <td>+3.9%</td> <td>170,890</td> <td>56,858</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>384</td> <td>+10.0%</td> <td>171,378</td> <td>58,285</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>331</td> <td>-13.8%</td> <td>171,715</td> <td>59,636</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>427</td> <td>+29.0%</td> <td>169,573</td> <td>60,733</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 性別ごとの1万人当たりの男性の孤立死リスクは女性の2.8倍</p>  <table border="1" data-bbox="411 1413 1230 2000"> <caption>性別ごとの1万人当たり的高齢者孤立死者数</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>1万人当たりの高齢者孤立死者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>31.3人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>11.1人</td> </tr> </tbody> </table>		孤立死数 (人)	孤立死増加率 (対前年)	高齢者人口 (人)	単身高齢者人口 (人)	平成28年	282		165,910	51,583	平成29年	270	-4.3%	168,323	53,564	平成30年	336	+24.4%	169,994	55,268	令和元年	349	+3.9%	170,890	56,858	令和2年	384	+10.0%	171,378	58,285	令和3年	331	-13.8%	171,715	59,636	令和4年	427	+29.0%	169,573	60,733	性別	1万人当たりの高齢者孤立死者数	男性	31.3人	女性	11.1人
	孤立死数 (人)	孤立死増加率 (対前年)	高齢者人口 (人)	単身高齢者人口 (人)																																											
平成28年	282		165,910	51,583																																											
平成29年	270	-4.3%	168,323	53,564																																											
平成30年	336	+24.4%	169,994	55,268																																											
令和元年	349	+3.9%	170,890	56,858																																											
令和2年	384	+10.0%	171,378	58,285																																											
令和3年	331	-13.8%	171,715	59,636																																											
令和4年	427	+29.0%	169,573	60,733																																											
性別	1万人当たりの高齢者孤立死者数																																														
男性	31.3人																																														
女性	11.1人																																														

(3) 夏季の最高気温が35℃以上で孤立死リスクは2.8倍

最高気温別の平均人数／日

最高気温35℃以上の日は平均2.5人
最高気温35℃未満の日は平均0.9人

35℃未満と比較して孤立死リスクは2.8倍

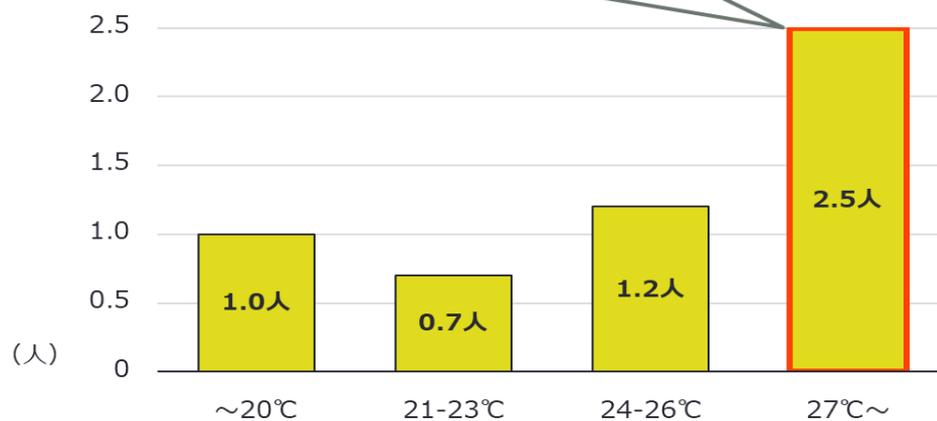


(4) 夏季の最低気温が27℃以上で孤立死リスクは2.5倍

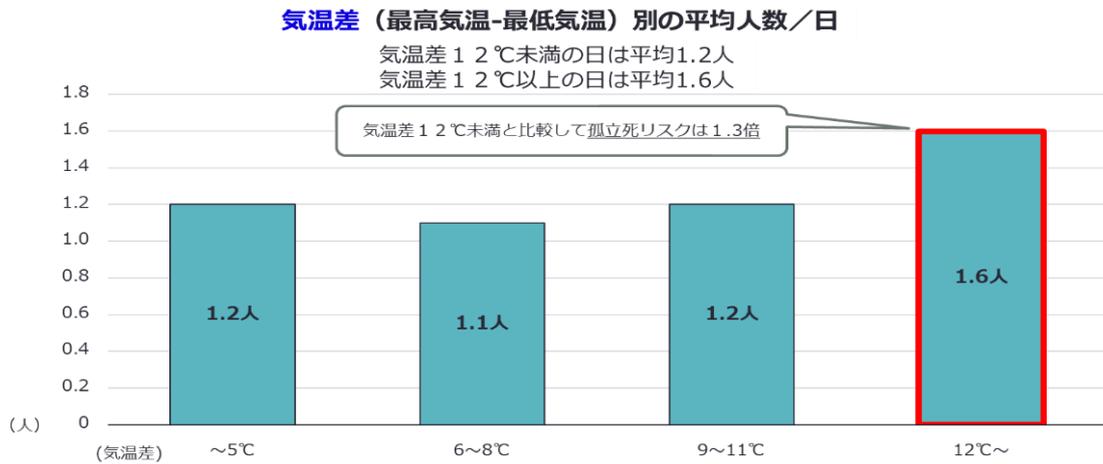
最低気温別の平均人数／日

最低気温27℃未満の日は平均1.0人
最低気温27℃以上の日は平均2.5人

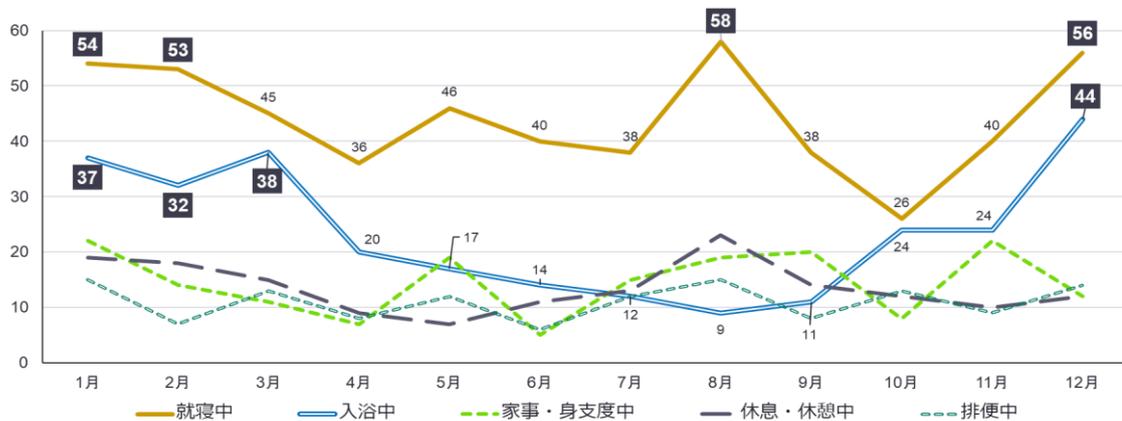
27℃未満と比較して孤立死リスクは2.5倍



(5) 冬季の1日の気温差が12℃以上で孤立死リスクは1.3倍



(6) 死亡直前の状況別では、「就寝中」は特に夏季と冬季が、「入浴中」は冬季から春季に孤立死リスクが高まる



2 今後の取り組み

(1) 絆のあんしんネットワーク連絡会や地域包括支援センター、町会・自治会等の関係機関に対して本分析結果を共有し、周知・啓発を進めるとともに、男性の孤立を防ぐため、サロン活動や自主グループ立ち上げ等の働きかけを行っていく。

また、孤立死が増加する夏季・冬季の見守りの強化を依頼していく。

さらに、区民に対しても広報等で直接的に周知・啓発を進めていく。

(2) ビューティフル・パートナーとして出展するイベントなどにおいて、引き続き協力員の登録を広く呼びかけることで、若い世代などによる新たな気づきの目を増やしていく。

(3) 環境政策課（エアコン購入費補助金）、建築防災課（浴室暖房設置工事費助成）、衛生管理課などの関係所管と連携し、より効果的な孤立死対策について検討していく。



足立区の高齢者孤立死 データ分析結果

当分析では、「単身者の自宅での死亡」を「孤立死」と定義します。

■■■ 目次 ■■■

1 死亡時期別の集計結果	
(1) 月別高齢者孤立死	(P 3)
(2) 夏季(7月・8月)の高齢者孤立死(最高気温別)	(P 4)
(3) 夏季(7月・8月)の高齢者孤立死(最低気温別)	(P 5)
(4) 冬季(1月・12月)の高齢者孤立死(気温差別)	(P 6)
(5) 死亡直前の状況別	(P 7)
2 性別による集計	(P 8)
3 コロナ禍における変化	(P 9)
4 集計結果・分析	(P 10)
5 今後の取り組み	(P 11)

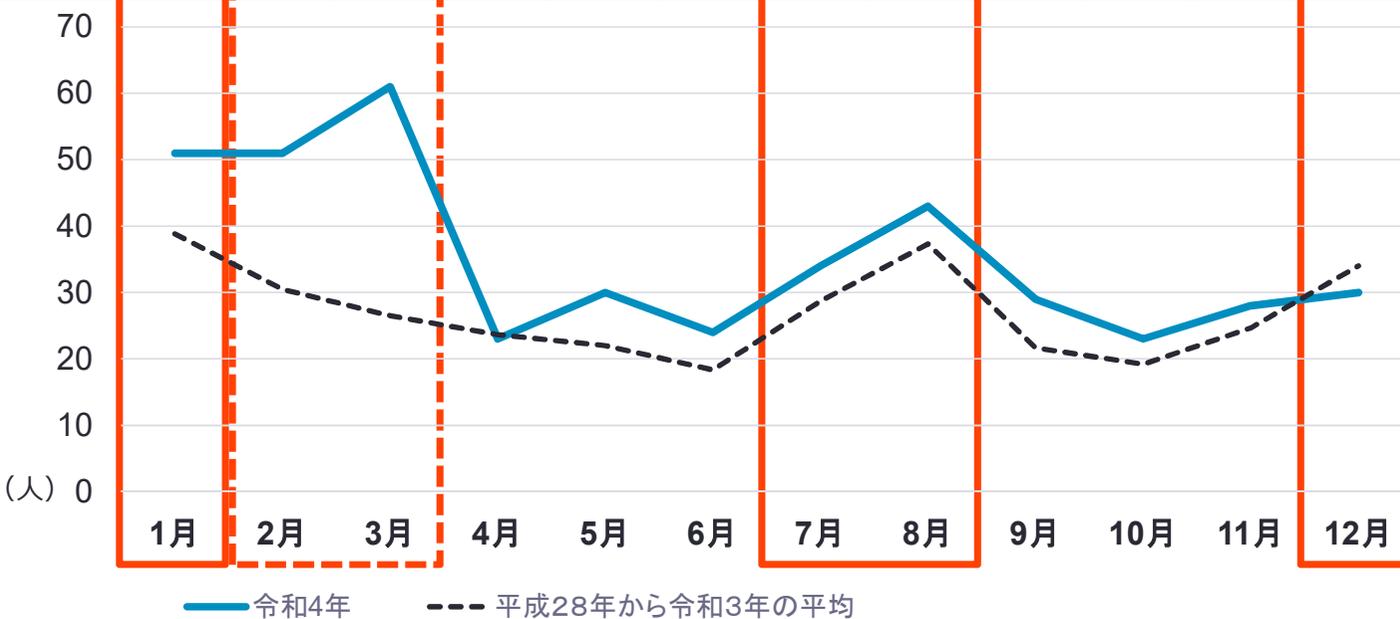
【データ出展】

- | | |
|---|----------|
| ① 東京都監察医務院提供データ(平成28年～令和4年) | (全ページ) |
| ② 気象庁ホームページ「過去の気象データ検索」 | (P4、5、6) |
| ③ 東京都監察医務院ホームページ「令和4年夏の熱中症死亡者数の状況【東京都23区(確定値)】」 | (P5) |

1-(1) 月別高齢者孤立死

年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	高齢者孤立死増加率(対前年)	高齢者人口※	単身高齢者人口※	単身高齢者増加率	単身高齢者千人あたりの孤立死者数
平成28年	26	27	34	18	29	13	23	20	23	9	25	35	282		165,910人	51,583人		5.5人
平成29年	35	22	22	19	17	23	14	25	18	17	23	35	270	-4.3%	168,323人	53,564人	3.8%	5.0人
平成30年	50	33	19	10	24	18	55	27	18	26	23	33	336	+24.4%	169,994人	55,268人	3.2%	6.1人
令和元年	51	28	31	27	20	16	33	58	13	18	25	29	349	+3.9%	170,890人	56,858人	2.9%	6.1人
令和2年	34	38	34	33	23	21	20	59	32	25	25	40	384	+10.0%	171,378人	58,285人	2.5%	6.6人
令和3年	37	35	19	35	19	19	27	35	26	20	27	32	331	-13.8%	171,715人	59,636人	2.3%	5.6人
令和4年	51	51	61	23	30	24	34	43	29	23	28	30	427	+29.0%	169,573人	60,733人	1.8%	7.0人
合計	284	234	220	165	162	134	206	267	159	138	176	234	2,379	(人)				

※ 各年1月1日現在



令和4年の孤立死者数は平成28年以降最大であった

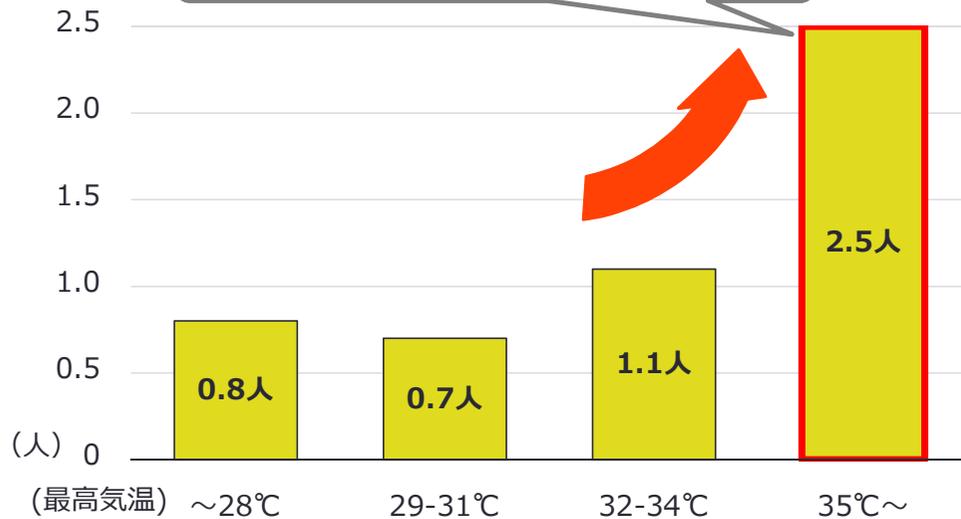
- 1 夏季（7月、8月）、冬季（1月、12月）の人数が増加する傾向は継続している。
- 2 令和4年は特に2月、3月の人数が増加している。

1-(2) 夏季(7月・8月)の高齢者孤立死(最高気温別)

最高気温別の平均人数/日

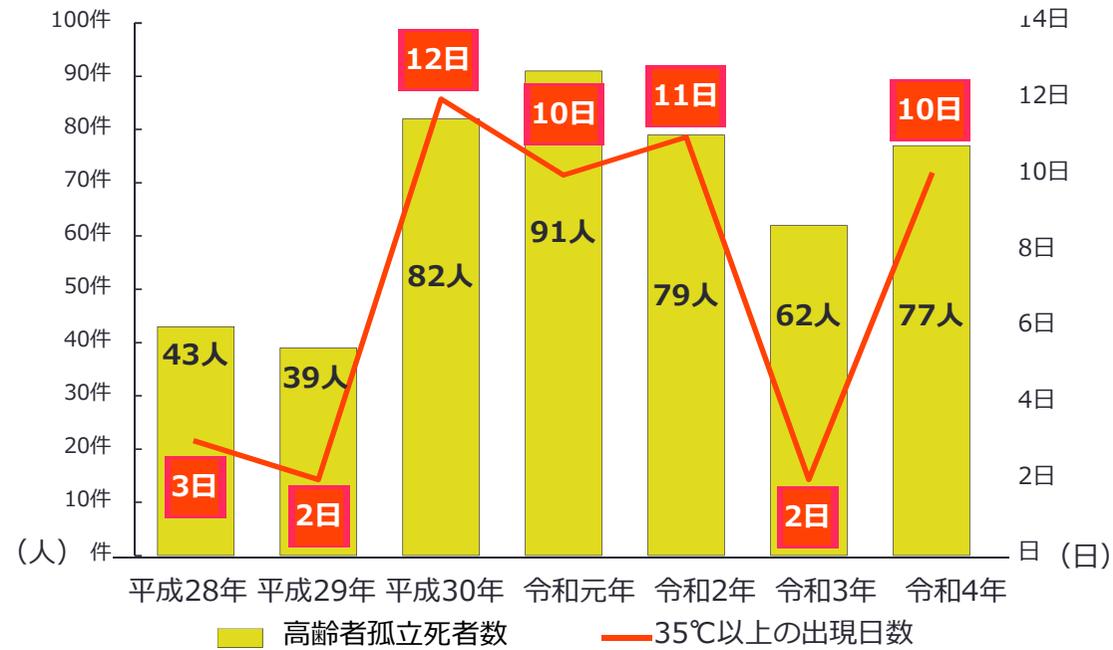
最高気温 35℃以上の日は平均 2.5 人
 最高気温 35℃未満の日は平均 0.9 人

35℃未満と比較して孤立死リスクは2.8倍



35℃(猛暑日)の出現日数と高齢者孤立死者数

35℃以上の出現日数に連動して、
 高齢者孤立死者数も増減している。



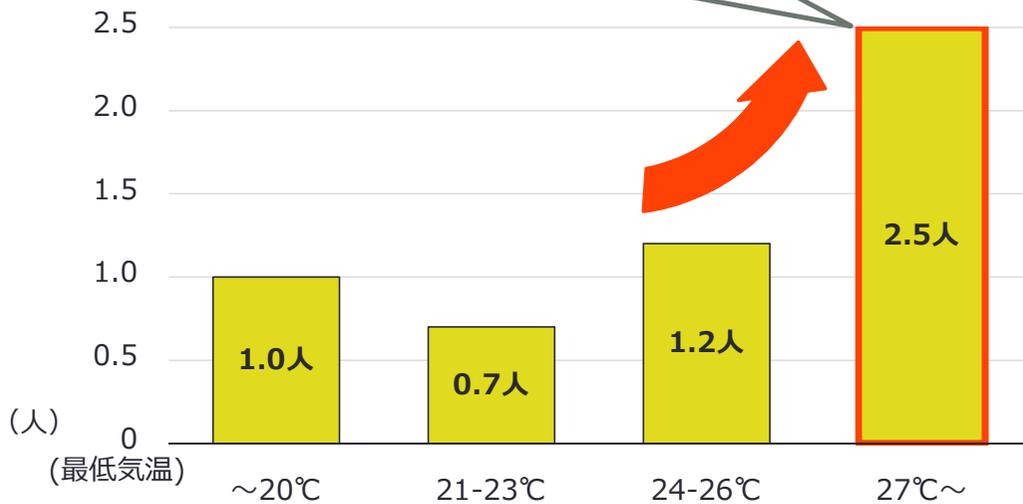
最高気温が35℃(猛暑日)を上回ると、孤立死リスクが高まる

1- (3) 夏季(7月・8月)の高齢者孤立死(最低気温別)

最低気温別の平均人数/日

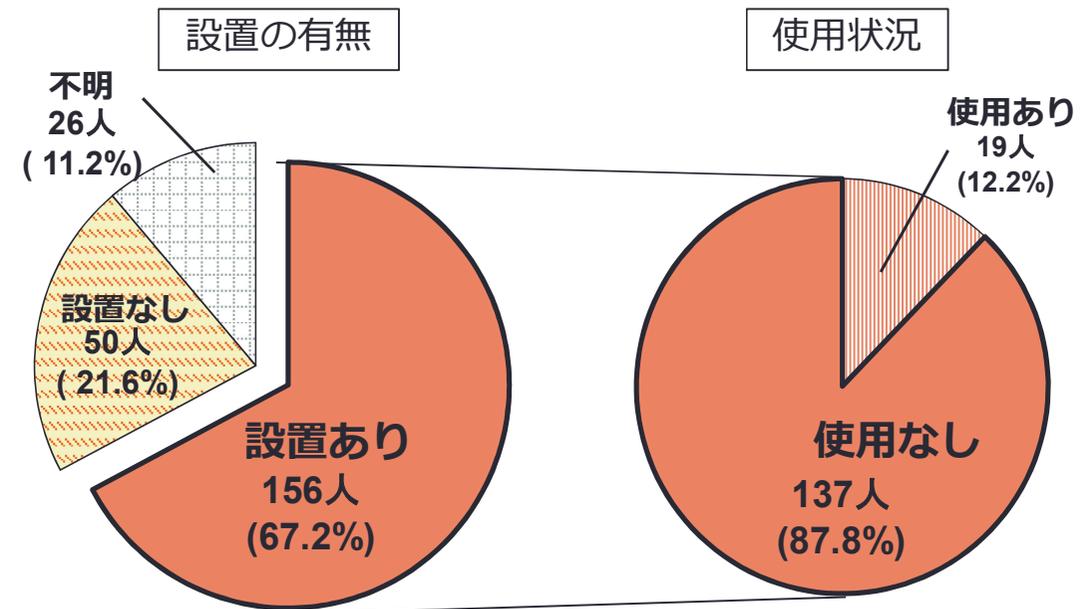
最低気温 27℃未満の日は平均1.0人
最低気温 27℃以上の日は平均2.5人

27℃未満と比較して孤立死リスクは2.5倍



**最低気温が27℃を上回ると
孤立死リスクが高まる**

熱中症死亡者(屋内)のエアコン設置有無および使用状況 令和4年6~9月(特別区内全域、世帯構成・年齢不問)

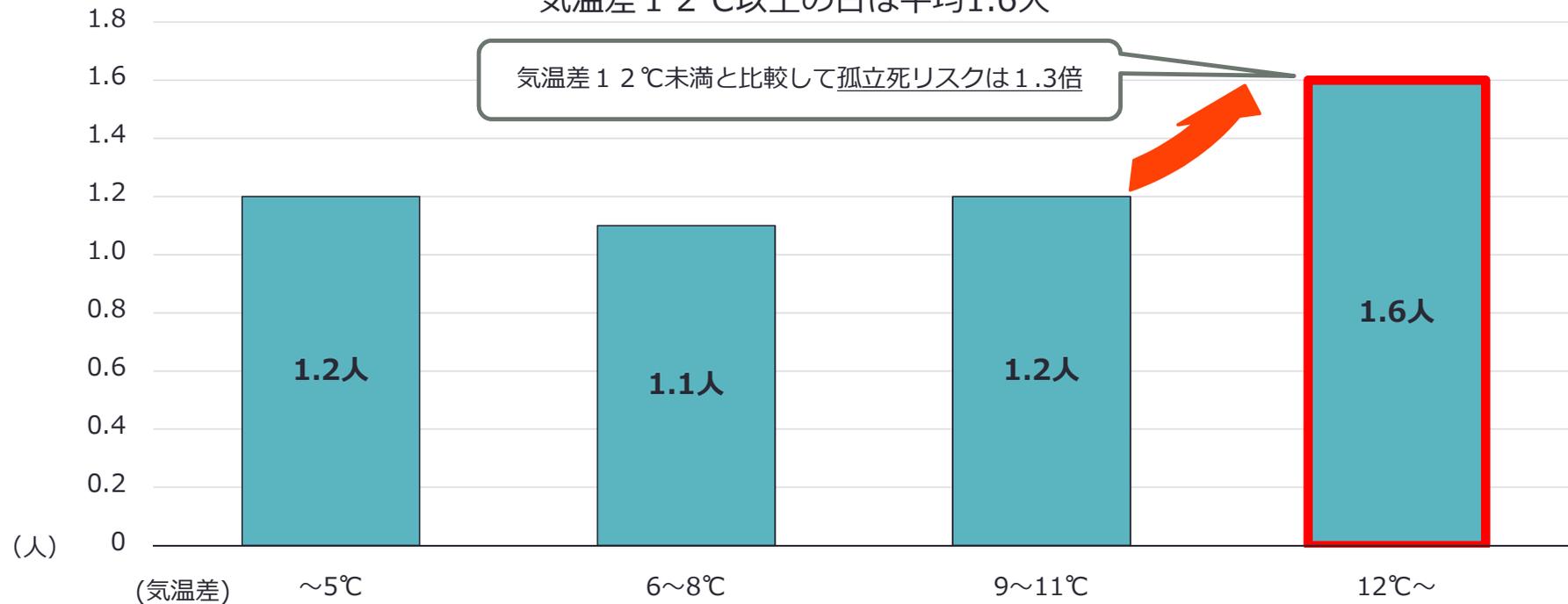


エアコンが使用できる状況であった熱中症死亡者のうち、**87.8%**は使用していなかった。

1-(4) 冬季(1月・12月)の高齢者孤立死(気温差別)

気温差(最高気温-最低気温)別の平均人数/日

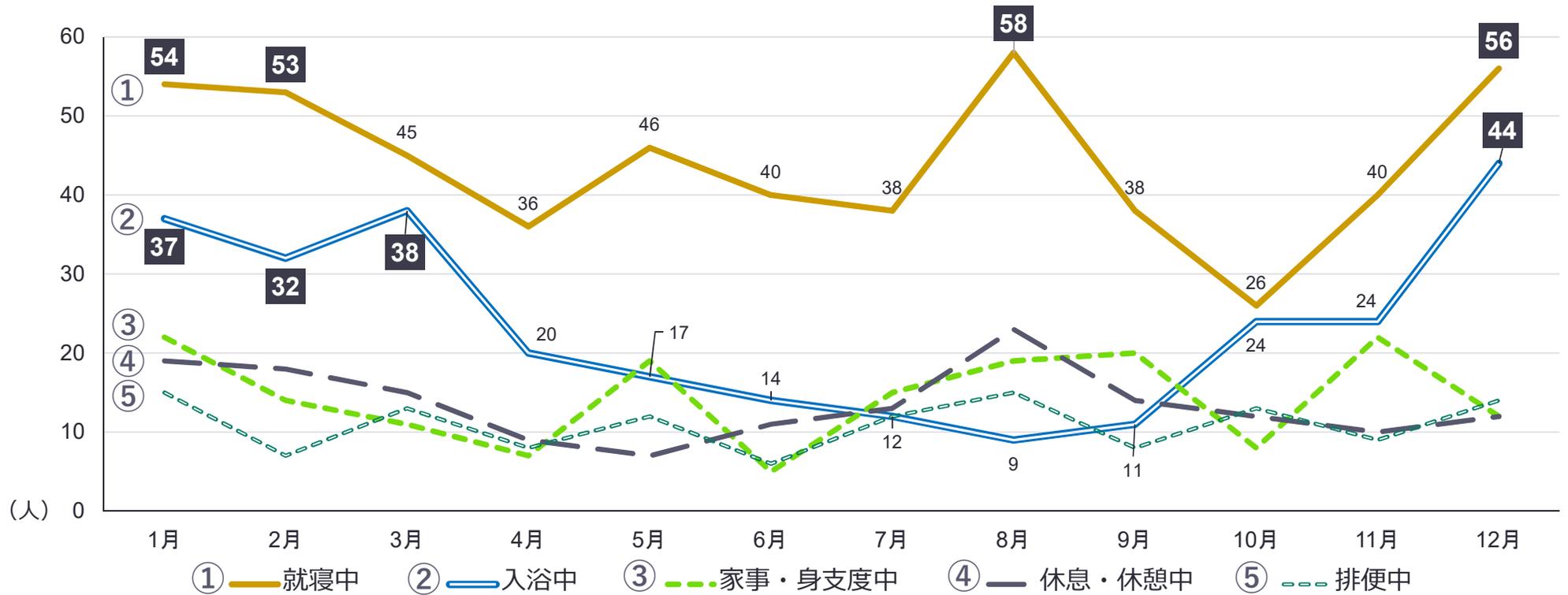
気温差12℃未満の日は平均1.2人
気温差12℃以上の日は平均1.6人



気温差12℃未満と比較して孤立死リスクは1.3倍

気温差が12℃を上回ると孤立死リスクが高まる

1-(5) 死亡直前の状況別



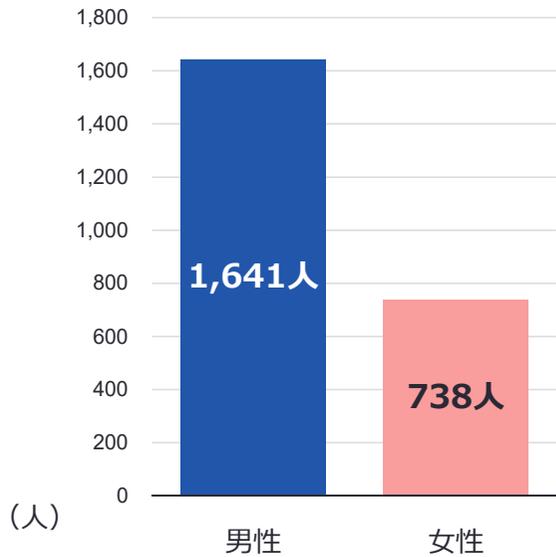
※ 状況別孤立死者数上位5種を集計（その他、不詳を除く）

「就寝中」の人数は一年を通して多く、夏季（8月）と冬季（1、2、12月）は特に孤立死リスクが高まる
 「入浴中」は冬季（1、2、12月）から春季（3月）に孤立死リスクが高まる

2 性別による集計

性別ごとの高齢者孤立死者数

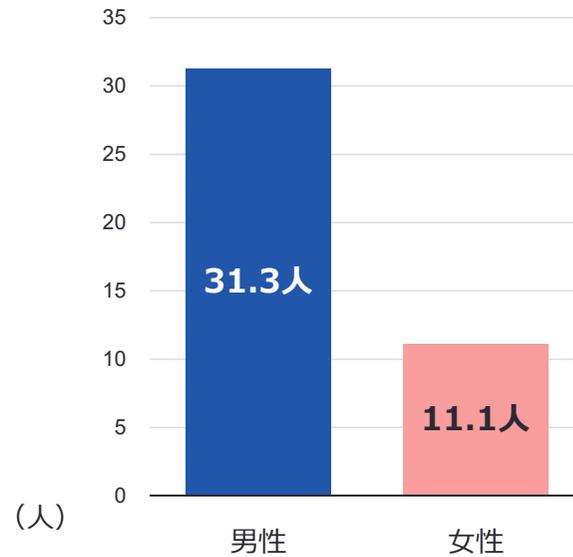
男性1,641人 女性738人



男性の方が2.2倍多い

性別ごとの1万人当たりの 高齢者孤立死者数

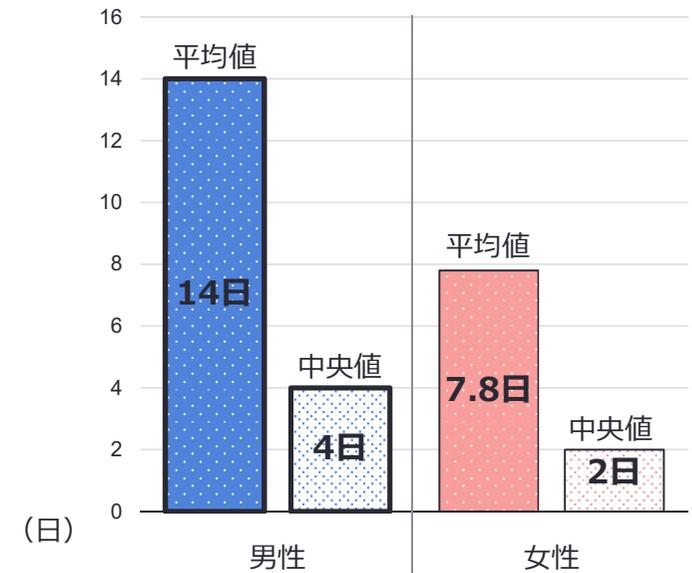
男性31.3人 女性11.1人



男性の方が2.8倍多い

性別ごとの死後経過日数

【平均値】男性14.0日 女性7.8日
【中央値】男性4.0日 女性2.0日
【最大値】男性81日 女性35日



いずれも男性の方が期間を要している
また、30日以上経過は83%が男性であった

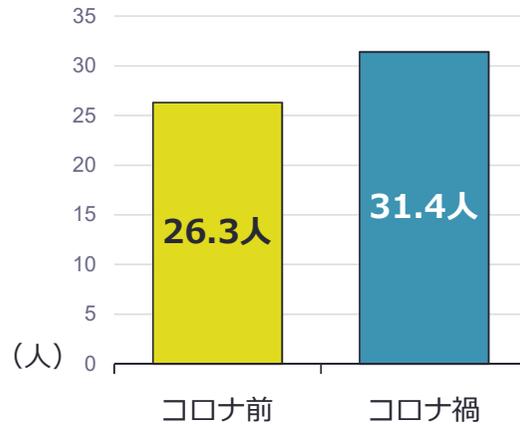
3 コロナ禍における変化

死亡日において、平成28年1月～令和2年3月をコロナ前、令和2年4月～令和4年12月をコロナ禍と定義する。

発生者数（月平均）

コロナ前 26.3人
 コロナ禍 31.4人

19%増加

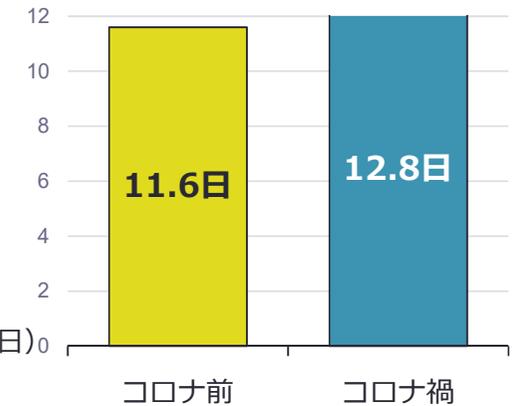


死後経過平均日数

コロナ前 11.6日
 コロナ禍 12.8日

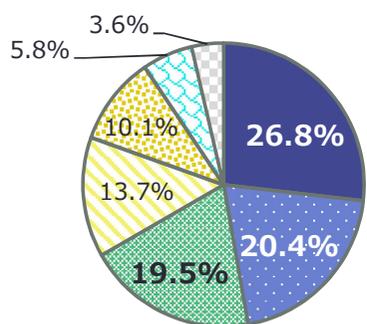
10%増加

※ 中央値は4日から3日
 へ減少



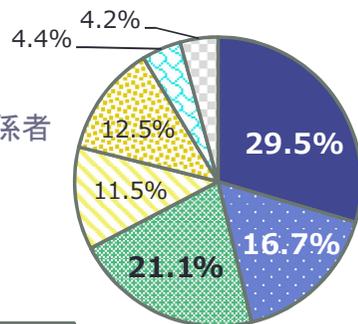
発見者の割合

コロナ前



コロナ禍

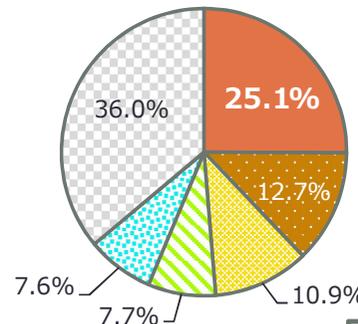
- 家族
- 隣人
- 保健・福祉関係者
- 知人
- 管理人
- 配達人
- その他



大きな変化なし

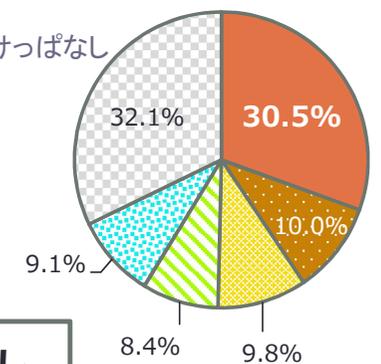
発見の経緯の割合

コロナ前



コロナ禍

- 不審音・電気つけっぱなし
- 異臭
- 電話応答なし
- 配達物遅滞
- 偶然の目撃
- その他



大きな変化なし

4 集計結果・分析

	集計結果	分析
(1) 時期別	<p>ア 令和4年の孤立死者数 P3 分析開始以降最大となった。特に、過去の平均と比較して2月、3月に増加した。</p> <p>イ 夏季の孤立死者数 P4、5 最高気温が35℃（猛暑日）を上回ると、2.7倍になった。最低気温が27℃を上回ると、2.5倍になった。</p> <p>ウ 冬季の孤立死者数 P6 最高気温と最低気温の気温差が12℃を上回ると、1.3倍になった。</p>	<p>ア 令和4年2月、3月の孤立死増について 死亡直前の状況が就寝中・入浴中の死者数が増加していることが分かったが、最低気温、気温差等の気候条件との関連性は見られず、はっきりとした理由は解明できなかった。また、新型コロナウイルス感染症による増加もなかった。</p> <p>イ 夏季・冬季の孤立死の傾向について 夏季は最高気温と最低気温、冬季は1日の気温差と孤立死者数に関連性があった。この傾向は、令和元年度に分析を始めたときから同様である。</p>
(2) 状況別	<p>ア 状況別の孤立死 P7 【就寝中】1、2、8、12月は、他の月と比較して孤立死のリスクが高まる。 【入浴中】1～3、12月は、他の月と比較して孤立死のリスクが高まる。</p>	<p>ア 状況別の孤立死の増加について 夏季に増加する状況別の孤立死については、エアコンの使用などの熱中症対策により防止効果が期待できる。一方、冬季に増加する入浴中の孤立死については、ヒートショック対策が有効だと考えられる。</p>
(3) 男女別	<p>ア 高齢者男性の孤立死者数 女性と比較しては男性が2.2倍多い。 P8</p> <p>イ 発見までの平均経過日数 女性と比較して男性が1.8倍多い。また、30日以上経過したケースは83%が男性だった。</p>	<p>ア 男性の孤立死・経過日数について 孤立死者数、発見までに要した平均経過日数は、女性に比べ男性が大幅に上回っていた。過去の集計結果と比較しても、同じ傾向にある。 男性の死後経過日数が令和3年度集計結果と比較して0.7日増加したが、発見までに483日の事案が1人あったことで、平均値を押し上げた。</p>

5 今後の取り組み

- (1) 絆のあんしんネットワーク連絡会や地域包括支援センター、町会・自治会等の関係機関に対して本分析結果を共有し、男性の孤立を防ぐため、周知・啓発を進めるとともに、サロン活動や自主グループ立ち上げ等の働きかけを行っていく。
また、孤立死が増加する夏季・冬季の見守りの強化を依頼していく。
さらに、区民に対しても広報等で直接的に周知・啓発を進めていく。
- (2) ビューティフル・パートナーとして出展するイベントなどにおいて、引き続き協力員の登録を広く呼びかけることで、若い世代などによる新たな気づきの目を増やしていく。
- (3) 環境政策課（エアコン購入費補助金）、建築防災課（浴室暖房設置工事費助成）、衛生管理課などの関係所管と連携し、より効果的な孤立死対策について検討していく。